

茨城県障害福祉事業所賃上げ支援事業 補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日付
障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「障害福祉従事者処
遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長
通知)(以下「実施要綱」という。)に基づく茨城県障害福祉事業所賃上げ等支援事業に係
る補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付につ
いては、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)
に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況を踏まえ、人材流出を防ぐため
の緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする。

(補助金の対象)

第3条 本補助金の対象は、茨城県内に所在する実施要綱4(1)に定める障害福祉サービ
ス事業所等のうち、実施要綱6に定める要件を満たす障害福祉サービス事業所等とする。

(事業の内容)

第4条 本補助金の事業内容は、実施要綱3に定めるところによる。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、賃金改善のために必要な経費(消費税及び地
方消費税を除く。)とし、実施要綱7に定めるところによる。

(補助額の算定方法)

第6条 障害福祉サービス事業所等に対する補助額の算定にあたっては、実施要綱5に定
めるところによるものとし、算定の基礎となるサービス提供月(以下「基準月」という。)
に係る障害福祉サービス等報酬総単位数が確定した後に算定するものとする。なお、基準
月は、原則として令和7年12月とする。

2 知事は、前項で規定する補助額の算定に関する業務について、茨城県国民健康保険団体
連合会(以下「国保連」という。)に委託することができるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、茨城県障害福祉事業所賃上げ支援事業 補助金交付申請書（別紙様式1）及び茨城県障害福祉事業所賃上げ等支援事業 計画書（別紙様式2）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があった場合には、その内容を審査し、適當と認められるときは予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、第6条の規定により算定した補助額を申請者に通知する。

3 知事は、前項で規定する補助額の通知に関する業務について、国保連に委託することができるものとする。この場合、国保連から事業所あて送付する「支払額通知書」をもって、通知に代えるものとする。

(補助金の支給)

第9条 知事は、本補助金の交付を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

なお、支給については、原則として法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。

(実績報告)

第10条 この補助金の交付の決定を受けた者は、知事が別に定める期日までに、茨城県障害福祉事業所賃上げ支援事業 実績報告書（別紙様式3）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付対象事業者が実施要綱9（1）①、②又は③に該当する場合、既に支給された一部若しくは全部の補助金の返還を命じができるものとする。

(交付の条件)

第12条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し、次の条件が付されるものとする。

1 本補助金の対象となる賃金改善については、令和7年12月16日から、知事が別に定める期日までの間に実施しなければならない。

2 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。特に、実施要綱8（4）に定める内容に変更があった場

合は、変更届出書（別紙様式4）を知事に提出しなければならない。

- 3 事業の継続を図るために、やむを得ず職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げたうえで賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書（別紙様式5）を知事に提出しなければならない。
- 4 事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならぬ。
- 6 事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- 7 知事は、交付対象事業者が第1号から第6号までに掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。
- 8 事業者は、国保連に登録されている当該事業者の障害福祉等サービス報酬の受領に係る口座情報について、国保連から県に提供されることに同意するものとする。

（事業所を廃止する場合の手続き）

第13条 この補助金の交付の決定を受けた者が、障害福祉サービス事業所等を廃止することにより、補助金の対象となる障害福祉サービス事業所等が全てなくなるときは、当該障害福祉サービス事業所等を廃止する1か月前までに、知事にその旨を申し出なければならない。

（その他）

第14条 規則、実施要綱またはこの要項に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は、知事がその都度別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年2月2日から施行する。